

天城町農業委員会 5月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4年 5月 16日 (月) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 14名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原上区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前		16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	
8	浅間		18	三京	若山 秀也
9	天城		19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

6番 小林 耕作 8番 勝尾 真一 9番 吉川 貴也
14番 中磯 朋美 17番 岩元 聡

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	係長	城 光寿
3	主事	中島 大地			

6 参加者 1名

番号	所 属	氏 名
1	農政課	高峰 美奈子

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第4号 農業振興地域整備計画の変更申請について
- ・議案第5号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第6号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第7号 非農地証明願いについて
- ・議案第8号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

(次第書) 令和4年5月16日(月) 開議13時30分～

(事務局)

配布してある資料の確認をお願いいたします。

(議案第5号 申請番号13番と14番、申請番号15番、16番、17番、申請番号18番と19番は一括審議とします。)

定刻となりましたので、定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

仲会長のあいさつ

(あいさつ後着席して定例総会に入る。)

*本日の定例総会に、(5) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

*ただいまの出席委員は 14 人であります。

よって、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和4年5月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、里村委員、禎村委員を指名します。

日程第2

会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました

次に、本日の議案・日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第4号 天城町農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号11番の説明を求めます。

(事務局の説明)

会長

詳しくは農政課の担当が見えていますので、質疑の中で、詳細な説明をお願いしたいと思います。

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
榮委員、貞山委員、お願いします。

申請番号11番について説明します。

榮委員 5月13日に貞山委員と現場を確認しました。地籍も入って
いて周りにブロックも2段ほど積まれており場所についても
問題ないと思われれます。排水・水道もきているため何ら問題
ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号11番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号11番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として町に答申します。

日程第4

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

それでは、事務局に申請番号12番から20番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号12番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員、お願いします。

田原委員

申請番号12番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料2ページ瀬滝のN商店を山手側に下っていくと瀬滝の公園があります。公園を過ぎて1つめの角のところです。畑総も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

会長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号12番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号12番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に申請番号13番と14番を一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

榮委員、お願いします。

榮委員

申請番号13番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料3ページの整備工場から北に進んで突き当たりを右に曲がったところにあります。畑総も入っており境界等もはっきりしているため何ら問題ないかと思えます。

申請番号14番につきましては譲受人と譲渡人は親子にな

ります。場所は参考資料4ページのA氏牛舎から北西にいったところになります。譲渡人が牛舎を建設しておりその残りを娘に貸すということです。改善事業等はいっており境界もはっきりしているため何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

会長 これから、本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし。」と呼ぶ者あり。）

（質疑なしの場合）

質疑なしと認めます。

（質疑があった場合）

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号13番と14番を、一括採決とします。
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

（「全員」挙手あり。）

賛成多数。

よって、申請番号13番と14番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に申請番号15番、16番、17番を一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、お願いします。

前田委員 申請番号15番について説明します。譲渡人と譲受人は親

子になります。場所は参考資料5ページのところです。ここは譲受人が前々からジャガイモ等を耕作しており境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。

次の16番について説明します。場所は参考資料6ページのS氏牛舎の近くになります。境界等もはっきりしており譲受人が牛を飼っている関係で牧草地として取り扱い予定とのことです。

17番について説明します。場所は参考資料7ページにあります与名間落水配田1筆目は登記簿上宅地になっていますが現況が一般畑になっており現在牛舎が建っていますが所有権移転ということで上がってきております。2筆目については地図上では荒地に見えますが所有権が移転後は自身で重機等をいれて飼料畑にするとのことです。何ら問題ないかと思えます。

会長 これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号15番、16番、17番を、一括採決とします。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし

ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号15番、16番、17番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号18番と19番を一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

申請番号18番について富山委員、お願いします。

富山委員

申請番号18番について説明します。3日に現場を確認しました。場所は参考資料8ページの基幹農道岡前入り口を北に行き最初の筋を山手に上がったところにあります。畑総も入っており何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

会長

続いて申請番号19番について奥委員、お願いします。

奥委員

申請番号19番について説明します。譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係になります。場所は参考資料9ページの瀬滝構造改善センターの東側にある簡易郵便局とI商店のところを山手側に入っていて600メートルぐらいのところですが。畑総事業も入っており現地も5月3日に譲受人と確認しました。西側の土地との間に畦畔がなく境界がわかりにくかったため地権者と確認した。杭もあるとのことでした何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

会長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号18番と19番を一括採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号18番と19番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号20番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員 申請番号20番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。場所は参考資料10ページのT整備から防災センターに向かったところにあります。今現在はなにも耕作していないが今後牛用の草を作る予定とのことです。皆様のご審議をお願いします。

会長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

里村委員 この現場地図は現在の防災センター北側の道路で形が違うのではないか

事務局 税務課で公図を確認し図面で記載させていただいております。航空写真が少し古いためそのようにみえますが場所はその位置で問題ありません。

会長 他にありませんか。

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号20番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号20番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号21番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

前田委員、麓委員お願いします。

前田委員

申請番号21番について説明します。去年12月に農振除外を受け、今回5条申請とのことで現場確認を行いましたところ工事の準備が始まっておりましたので転用許可後にと注意は行っております。境界等もはっきりしているため何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号21番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号21番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問します。

日程第6 議案第7号 非農地証明願い申請についてを議題とします。

事務局に申請番号22番の説明を求めます。

(事務局の説明)

ここで議長を、中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理) それでは、申請番号22番について担当委員の調査報告を求めます。

仲委員、若山委員、岩元委員お願いします。

若山委員 申請番号22番について説明します。場所は参考資料12ページ三京分校から競り市場の間ぐらいにあり1筆は大きな道の右側になります。残りの2筆は三京の水源地にあがる道があるのですがその途中になります。両方ともミカン畑とお茶畑、きび畑に囲まれており場所的に問題ありません。木も多く生えており原野化が認められると思います。皆様のご審議をお願いします。

会長代理 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号22番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号22番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長を仲会長と交代します。

(議長交代)

日程第7 (仲会長) 議案第8号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

(事務局の説明)

これから、本案に対する質疑に入ります。

田原委員 更新ですか

事務局 これは昨年11月末に契約が切れたため5カ所については貸し借りでの更新になります。2筆につきましてはもとは別の方が借りていたところを今回の借り手が借りるということです。

若山委員 瀬滝の畑が荒れていたのですがどうするのかと聞いていた。

事務局 借りる方がきれいに整備し利用するということでした。

会長 他にありませんか

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第8 諸報告を行います。諸報告については、お手元に配布してありますので、お目通し願います。

次に、報告第1号、農地法第4条の転用許可に伴う工事完了届を1件受理してあります。

以上で、報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

(協議事項、意見等)

事務局より連絡等ありませんか。

事務局 農地利用最適化の目標についてですが、先月みなさまに案ということで配布し確認していただいておりますが特に意見や修正等ありませんでしたので先月のものを公表するという形で決定させていただきますのでよろしくお願い致します。今後、HP等に公表いたします。

それでは、事務局より連絡等を申し上げます。

事務局からは、以上です。

次回の定例総会は、6月15日、水曜日、13時30分からを予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年5月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 10 分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 里村 清志 印

署名委員 禎村 和志 印